

村政を問う 一般質問

村づくり推進担当部署の必要性は

白馬高校観光光学科転換について

地域力を養う学校教育は

解決には制度の全面改正を

地域防災計画の進捗状況は

はろば  
白馬

議会だより

104号

平成25年 4月30日発行

平成25年第1回定例会

このような審議がありました

議決結果

私の思い出

わたしのひとこと



喜びの白馬中学校入学式

平成25年 4月3日

平成25年 第1回定例会

3月5日から21日まで 開催

# 0万円を可決

\* 報告.....1件

\* 条例の制定.....13件

\* 条例の一部改正.....14件

\* 一般会計・特別会計.....6件

水道事業会計の補正予算

\* 一般会計・特別会計.....6件

水道事業会計の当初予算

\* 意見書提出の発議.....2件

\* 同意案件.....3件

\* その他の議案.....4件

\* 一般質問.....5名

## 本会議での質疑

● 議案第2号 白馬村辺地  
対策総合整備計画の変更  
について

問 (篠崎久美子) 事業費の  
大幅増額の具体的な理  
由と内訳は。

## 答

(横川総務課長 周辺排  
水路整備や芝生広場排  
水対策工事とローラースキ  
ーコース整備事業化のため、  
事業費は25年度に約5500  
万円、26年度に約8800万  
円で、財源には辺地債を充て  
る計画です。

● 議案第10号 白馬村公共  
下水道区域外流入分担金  
の徴収に関する条例の制  
定について

## 問

(小林英雄) 徴収区域を  
定める基準と手続きは  
どこで決められているのか。  
第5条の取扱要綱第4条とは  
何を指すのか。

## 答

(太田建設水道課長 許  
可基準は村公共下水道  
区域外流入に関する取扱要綱  
で定め、手続きは同取扱要綱  
第4条において区域外流入の  
許可申請があったときは村が  
内容を審査し、区域外流入の  
許可決定をします。第5条に  
ある取扱要綱は、条例の制  
定と合わせて制定され同日  
施行するもので、条例制定  
が可決された時に告示番号  
が入ります。

● 議案第28号 平成24年度  
白馬村下水道事業特別会  
計補正予算(第3号)

## 問

(太田 修) 受益者負担  
金還付金と、公共下水

道建設費の前納報奨金の件数  
と発生事由は。

## 答

(太田建設水道課長 還  
付金は、時効成立後に  
賦課した2件で、101万7  
00円と還付加算金16万50  
0円です。前納報奨金の当初  
予算不足分を12万4千円補正  
します。

## ● 議案第10号

### 反対討論【小林英雄】

理由として、第一に条例の  
規定する内容が村長の決定に  
左右されることになり、議会  
が村長に従属する関係になる。  
第二に条例と規則の整合性が  
ない。第三に、規則第3条では  
区域外流入の許可を受けよう  
とするものは様式第一号で許  
可申請書を提出しなければな  
らないことになっているが、  
白馬村公共下水道条例施行規  
則第11条では、様式第11号で  
区域外排除申請書を提出しな  
ければならないことになって  
いる。また、本条例にはその他  
村長が定めるなどの委任規定  
はどこにもない。将来に禍根

# 平成25年度 一般会計予算

# 47億10

を残す条例は制定すべきではないと考え反対する。

### 賛成討論【太谷正治】

公共下水道区域外流入の分担金徴収に必要なことがらを定めるもので、東部農集排を公共下水道に統合にも関係する大変重要な条例である。予算はすでに議決され、事業の実施は目前で、早急に必要な条例である。行政処分として「村長が定める」という表現はいくらでもあり、また、条例が規則に制限されるのではなく、条例が規則に委任しているのが当然の表現である。よってこの条例の制定は当然であると考え賛成する。ただし、規則であっても議会は目を光らせているということを行行政は肝に銘じていただきたいと思う。

### ●議案第33号

### 反対討論【小林英雄】

受益者負担金制度は賦課替えの違法性とともにより新しい制度の検討も第三者委員会に依頼することが明らかになり、負担金制度が大幅に変わる可能性が大きくなっ

たと思われる。現状での変更では、次に制度が変わったときは大幅なシステム変更が必要になり、無駄な予算を投入することになる。不確定な情報を新たなシステムに取り入れることは、間違いを今後引き起こすことになる。

平成13年には電算のシステムは使い勝手が悪く、三谷コンピュータに変えたと言明を受けたが、また電算に戻すことは理解に苦しむ。システムは一度入れると、その後の変更や保守管理、使用料支払いなどで、長期で多額の予算が必要になる。慎重を期すべきと考え、反対する。

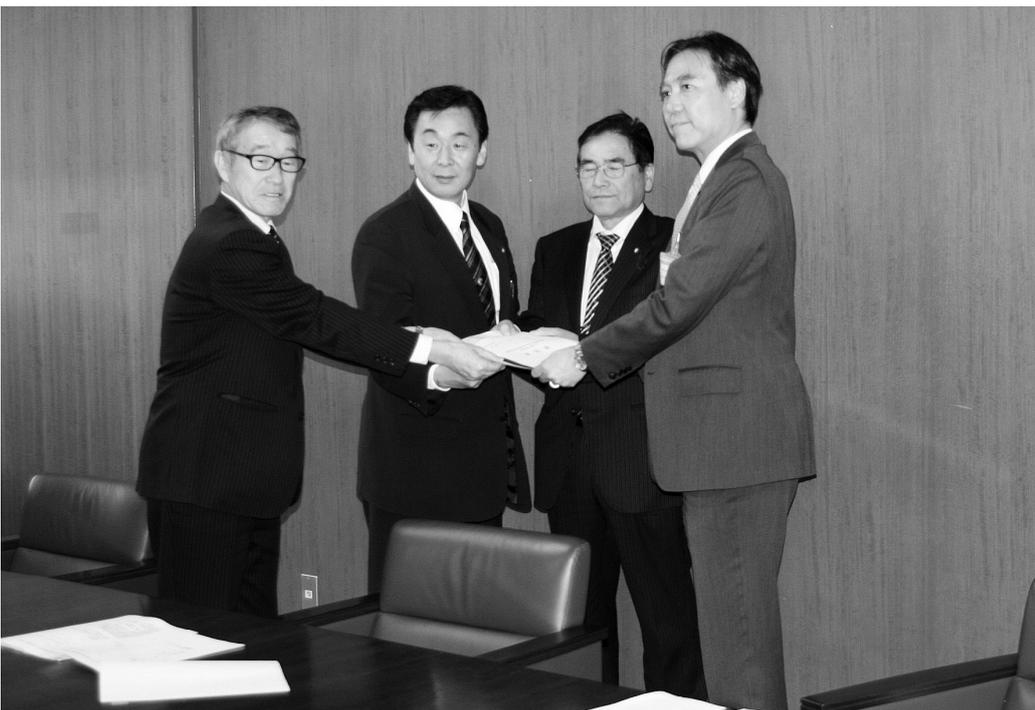
### 賛成討論【太田 修】

現在の三谷コンピュータシステムは、庁内各課が使用している(※電算)のシステムとは全く異なり、使用できる職員が少なく、互換性もないなどのデメリットがある。

システム導入から12年が経過していることや、今回の問題等の関係で早急な改善が求められている。導入予定のシステムは、庁内全課間で可能な横断的なシステム化が可能

であり、受益地の管理等が税務課の固定資産のデータと連動し、管理体制が十分整うということである。電算のシステムも大きく改善され、信頼性があるということであ

る。行政の使命は今困っている住民に将来の対応を含めて対策を講じなければならぬので、論点は別件のものと考え、賛成する。



糸魚川・小谷・白馬議会で松糸道路早期実現を県に要望 2月18日

このよゆうな審議がありました

予算特別委員会

歳出の普通建設事業費(工事費など)が前年度比53.9%の増

●一般会計予算

歳入歳出予算総額をそれぞれ47億100万円とするもので、前年比2億9500万円、6・7%の増。歳入では、村税

が13億3200万円、前年比2・2%の増。地方交付税が16億5000万円、前年比3・1%の増。村債6億4300万円、前年比32・3%の増など。

歳出では、普通建設事業が5億8500万円、前年比53・9%の増。補助費等が7億8200万円、前年比4・0%の増。公債費は6億2800万円、前年比6・8%の減など。

総務課

村議会議員選挙、参議院議員選挙の経費1300万円。公用パソコン更新に、今年度は600万円。消防費増の主なもの

は北アルプス広域連合負担金1200万円など。

国の予算方針が見込みと違った場合は。

財政調整基金を取り崩すことにより対応します。

環境課

清掃費は1300万円の減額。し尿処理場(クリーンコスモ姫川)の建設費償還が終了

し、白馬山麓環境施設組合負担金が減額。広域ごみ処理施設予定地の生活環境影響調査等に着手のため、北アルプス

広域連合への負担金は800万円増。太陽光発電装置の設置補助金120万円。電気自動車

の急速充電器の設置工事

税務課

賦課収納業務、電算委託料887万9千円。土地鑑定評価委託料237万9千円。長野県地方税滞納整理機構負担金729万円など。

長野県地方税滞納整理機構の実績は。

平成23年度の徴収実績は5279万円。24年度は20件依頼している。徴収状況は。

24年度も昨年並みの状況で、2月現在で60・5%となっている。23年度最終は64%だが、2月時点では0・4%上回っている。

橋梁長寿命化計画に基づき、楠川橋、やちはら橋の修繕工事に6300万円。村道0105号線オリソック道路の舗装修繕に3700万円。村

道改良起債事業は落倉、新田八方口の継続事業や舗装工事などに8800万円など。

下水道事業特別会計繰入金増の要因は。

東部地区の農業集落排水事業を統合にいたり、補助金対象外工事が1千万円程あります。受益者管理システムの変更や、受益者負担金調査専門の臨時職員の費用等です。

岳の湯をデイサービス施設への改修経費5000万円、デイサービス開設準備委託料に700万円。乳幼児等医療給付費は18歳まで拡充し、200万円増。25年度から子宮頸がん、肺炎球菌、ヒブが定期接種となるため600万円計上。母子保健電算システムの導入経費として500万円。

デイサービス開設準備委託料は。

環境は総務課。都市計画、都市公園は建設課が担当します。

塵芥処理、し尿処理、環境衛生は住民課。自然

廃止される環境課の業務担当は。

住民福祉課

建設水道課

建設水道課

建設水道課

建設水道課

建設水道課

建設水道課



白馬村のイメージキャラクターが“白馬雪恋祭り”に参加 2月8日

**答** 県の緊急雇用創出事業  
を利用し、臨時職員1  
名分の費用に充当する予定で  
す。

**問** デイサービスの計画内  
容は。

**答** 定員は15名程度の通所  
施設で、工事に半年を

見込み、秋ごろの開所予定で  
す。

**問** 老人福祉施設措置費  
の内容は。

**答** 対象者は10名で、うち  
8名は鹿島荘に入所  
しています。

### 観光農政課

奈良井有効利用整備事業の  
用地買収と、一部の工事費と  
して1億2400万円。県営  
事業の小水力発電は一部工事  
が始まり負担金3000万円  
特産品開発を推進のため、取  
組団体への支援に250万円。  
林道細野線改良工事に900  
万円。住宅リフォーム補助事  
業に2000万円など。観光  
局負担金に7977万円。海  
外観光客受皿整備事業に36  
7万円など。

**問** 特産品開発団体支援補  
助金について。

**答** 1団体上限50万円で5  
団体分の予算です。

**問** 奈良井有効利用整備事  
業の用地取得は。

**答** 近隣の売買実例を参考  
に、地権者と交渉して  
います。

**問** 経営体育成交付金14  
91万円について。

**答** 認定農業者4名で、国  
の補助金が認められた  
もので村の負担はありません。

**問** 海外観光客受皿整備事  
業委託料の内容は。

**答** 観光局へ委託する村内  
シャトルバスの予算は  
前年度と同様です。

**問** 住宅リフォーム補助事  
業の審査・決定の方法  
は。

**答** 不公平感がないように  
書類審査をして抽選で  
決めます。リフォーム補助金  
は25年度の2000万円で終  
了とし、増額は考えていま  
せん。

### 教育委員会・教育課

中学グラウンドの改修や南小  
北校舎床改修などに2500  
万円。学校教職員用パソコン  
更新や中学生用いすの購入に  
400万円など。歴史民俗資  
料館トイレの水洗化工事に1  
000万円、伝統的建造物群  
保存事業に3件で1200万  
円など。

**問** 準要保護児童援助費、  
準要保護児童生徒援助  
費は。

**答** 対象者として、南北小  
42名、白馬中27名を想

定しています。

**問** 下水道加入負担金41万  
3千円について。

**答** 歴史民俗資料館のトイ  
レで、区域外流入の加  
入負担金です。社会教育施設  
なので50%減免となりました。

**問** 学校環境整備事業につ  
いて。

**答** 中規模以上で、国の補  
助が得られない要望に  
ついて、優先順位をつけて  
3ヶ年計画で実施します。

### 教育委員会・スポーツ課

スノーハープの排水対策工  
事5500万円。プールの改  
修工事が24年度で完了したた  
め8200万円の減額。

◎ローラーコースコースにつ  
いては、さまざまな意見、質  
疑が出され、充分議論を尽く  
した上で判断した方がよいと  
いうことで、当日3月6日の  
審査はここで一旦終了した。  
総務社会委員会に付託された  
関連する「議案第2号辺地対  
策総合整備計画の変更につい  
て」の審査の後に、再度審査  
をすることにした。3月11日

に議案第2号について、村長より訂正請求が提出され、訂正後の議案第2号について、総務社会委員会で審査が行われた。3月14日に予算特別委員会を開催し、教育委員会スポーツ課の所管事項について再度審査をした。

▽委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定。

**●国民健康保険事業勘定特別会計予算**

歳入歳出予算総額を12億5138万5千円とするもので、前年比1980万円、1.6%の増。

歳入では、国保税2億8602万円、国庫支出金2億9824万3千円、一般会計保険基金安定繰入金5400万円、基金繰入（収入不足分）2122万3千円など。歳出では、保険給付費7億8224万7千円、後期高齢者支援金1億7966万1千円、共同事業捻出金1億1320万5千円など。

**問** 一般被保険者移送費とは。

**答** 病院に入院している被保険者が、病院の指示ではかの病院に移動した場合に給付する費用です。

**問** 保険税の未納により保険証を持っていないケースは。

**答** 滞納の場合、税務課が確認して1ヶ月ごとに短期証を渡していますが、来ない場合は空白期間が生じる可能性はあります。

▽委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定。

**●後期高齢者医療特別会計予算**

歳入歳出予算の総額を6820万円とするもので、前年比26万3千円、0.4%の増。歳入では、保険料4839万7千円、保険基金安定繰入金1859万9千円など。歳出では、後期高齢者医療広域連合保険料負担金6700万6千円など。

▽委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定。

**●下水道事業特別会計予算**

歳入歳出予算総額を6億3771万円とするもので、前年比5979万9千円、10.3%の増。歳入では、使用料1億8100万円、一般会計繰入金2億9500万円、村債1億2800万円など。歳出では、公債費4億7378万1千円、浄化センター長寿命化計画策定に1000万円、東部農集排総合事業4608万7千円など。

**問** 受益者負担金電算委託料609万円について。

**答** 徴収対策として、税務課の固定資産のデータと連動し、土地の異動が定期的に表示できれば、賦課対象地の管理等に利用できるというメリットがあります。

**問** 平成13年のシステム移行時には大変な混乱をしたと聞いているが、どう対応するか。

**答** 実態テスト、結合テスト、受け入れテスト、総合検証、運用検証等、十分な対策を講じ、過去のようなことがないようにします。



河津町姉妹都市提携30周年記念・白馬村民号 2月19日

▽委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定。

**●農業集落排水事業特別会計予算**

歳入歳出予算総額を3452万2千円とするもので、前年比149万8千円、4.2%の減。歳入では、使用料85

2万2千円、一般会計繰入金2350万円など。歳出では、公債費2473万6千円、維持管理費961万5千円など。東部地区の償還金の今後の扱いは。

**問** 引き続きこの会計で処理していきます。

**答** 引き続きこの会計で処理していきます。

▽委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定。

定。

●水道事業会計予算

損益勘定では、収益は2億8418万4千円、費用は2億8230万7千円で、187万7千円の経常利益を計上。資本勘定では、収入は693万9千円、支出は9130万1千円を計上。資本的支出が資本的収入に対して不足する額の8436万2千円は損益勘定留保資金等で補填するもの。

**問** 過年度損益修正損の内容は。

**答** 不能欠損分と、漏水による減免の還付金です。

**問** 沢渡地区の敷設替えの理由は。

**答** 南小付近の国道148号線の工事によるものです。

▽委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定。

総務社会委員会

●白馬村辺地対策総合計画の変更

変更

福祉医療給付対象者を15歳から18歳に拡充

内山辺地における25年度・26年度整備計画にスノーハーブ排水対策事業費等8500万円を追加するもの。

▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

●白馬村社会福祉法人の補助の手続きに関する条例の制定

社会福祉法第58条の規定により社会福祉法人へ行う補助の手続きに必要な事項を定めるもの。

▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

●白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策

特別措置法では緊急事態の折には、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置しなければならないとされ、対策本部に  
関する事項は市町村条例で定めることとされたための条例の制定。  
▽委員全員の賛成により可決



地域住民のボランティアによる道路清掃

すべきものと決定。

●白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例

白馬村在宅介護支援センター廃止に伴う条例の廃止。  
▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

●白馬村議会等の求めにより出頭し費用弁償支給条例の制定

議会等の求めにより出頭した者に対する費用弁償の支給について定めるもの。  
現行の「選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費費用支給条例」が現行法規と合わない点があるため全部改正するもの。

**問** これまでの実費弁償の支給額は。

**答** 1日10000円です。近隣の町村を参考に1日につき23000円半日につき11500円に改めます。

▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

●白馬村消防団員等公務災害補償条例の制定

「消防組織法」「災害対策基本法」の改正に伴い改めるも、変更すべき点が多岐にわたり、その他の現行法規と整

合しない点もあるため、全面見直しをし、全部改正するもの。消防団員の公務上の災害による損害賠償について、その種類、補償基礎額等すべてを定めるもの。



消防ポンプ自動車と小さいけど大きな存在 可搬ポンプ積載車（飯田地区）

**問** 公務災害時の階級の  
見直しは。

**答** 災害現況時の階級で  
す。

▽委員全員の賛成により可決  
すべきものと決定。

●白馬村課設置条例の一部を改正する条例

平成25年4月から改編する課の編成に伴う条例改正。「住民福祉課」「観光農政課」「建設水道課」をそれぞれ2つの課に分け、「環境課」の業務を総務・建設・住民各課に移管するもの。

**問** 課を分ける理由は。

**答** 各課の業務の範囲が大きすぎるので、適正規模の課にするためです。

▽委員全員の賛成により可決  
すべきものと決定。

●白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例

適用除外となる個人情報の定義について、統計法に関する事項につき、現行法規に合わせる改正と、その他字句の訂正等。

**問** 国政調査などの統計で  
地区の統計調査員に非  
協力的な方の対応は。

**答** 役場職員が直接出向き、  
正確な調査にするため  
に依頼をしています。

▽委員全員の賛成により可決  
すべきものと決定。

●白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例

条例中引用している法律の題名が変更になったことによる所要の措置で、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めるものと、その他字句の訂正。

▽委員全員の賛成により可決  
すべきものと決定。

●公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

「地方公営企業関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改めるものと、その他字句の訂正。  
▽委員全員の賛成により可決  
すべきものと決定。

●白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例

報酬を支給する非常勤特別職を追加するものと、報酬額を変更するもの。  
追加する特別職は、地産地消推進協議会委員、鳥獣被害対策実施隊員で、報酬額の変更は学校医。

**問** 報酬額の変更の算定  
方法は。

**答** 医師会との話し合い  
によります。

▽委員全員の賛成により可決  
すべきものと決定。

●白馬村税条例の一部を改正する条例

「東日本大震災からの復興に  
関し地方公共団体が実施する  
ための施策に必要な財源確保  
に係る地方税の臨時特例に  
関する法律」により、個人村民  
税の均等割の標準税率を平成  
26年度から35年度まで、現行  
の3000円に500円を加  
算するための改正。

**問** どのような施策に使われるのか。

防災・減災にあてます。

**答**

県民税は。

**問**

県民税も、500円上がります。

**答**

▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

**●白馬村手数料条例の一部を改正する条例**

条例の税務課主管部分中、村税条例で定めがある部分を削除して、名称の改正等実際の運用に改めるもの。

▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

**●白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例**

福祉医療給付対象者を15歳以上から18歳以下に拡充し、引用法律名が変更となったため改正するもの。

▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

**●白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例**

国民健康保険法等の改正に伴う所要の措置と目次の追加  
▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

**●平成24年度白馬村一般会計補正予算(第6号)所管事項**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1326万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ47億9433万9千円とするもの。

各課の事業終了に伴う清算による減額補正。

総務課関係では、地域主権一括法により例規システムの利用料などに193万6千円の増額。切久保地区の消防積載車の修繕費に20万円の増額。税務課関係では、歳入で個人村民税 1100万円、固定資産税 2000万円の増額。

歳出では、固定資産の所有者の登記誤りが見つかったため、補償補填及び賠償金の6

8万5千円の増額と長野県地方税滞納整理機構負担金、35万6千円の減額が主なもの。

教育委員会関係では、スノーハーブ1号橋の工事完了に伴い、精算額で359万円の減額、白馬ジャンプ競技場の修繕費・消耗品費等に166万円の増額が主なもの。

原油価格高騰による白馬南・北小学校の光熱水費の増額と、北小学校の凍結箇所への修理費等に194万3千円の増額。北小学校韓国ヘンケ交流の訪日が、放射能の影響で中止になったため78万円の減額。

住民福祉課関係では、子育て支援制度変更に伴う393万6千円の減額。

**問** ジャンプ競技場の修繕費はこの部分か。

**答** 秋にスコアボードに落雷があったためで、損害保険料で修繕します。

**問** 税務課の固定資産の所有者の登記誤りと

**答** は。税務課で固定資産台帳のチェックの中で資産所有者の名義の変更が処

理されていないものが見つかり誤りを正しました。なお、固定資産税に滞納がある場合は滞納金にあてます。

**問** 税務課の補償補填及び賠償金の686万5千

**答** 円は要綱に基づくものか。要綱に基づくもので、賠償金ではありません。▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。



東京都目黒区防災センター視察 2月5日

●平成24年度白馬村民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2417万8千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ12億5576万3千円とするもの。▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

●陳情第14号 平成25年度 税制改正に関する陳情

意見 ●国の法人税率が下がっている。実質、村の法人税も下がっている。\*提言書の内容には納得できない項目もあり、一部採択すべきである。▽委員多数の賛成により一部採択すべきものと決定。

●陳情第1号 年金2.5% 削減の中止を求める陳情

意見 ●高齢者の年金を考えるともっともなことである。▽委員全員の賛成により採択すべきものと決定。

継続審査

●陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

意見 ●職員の定着率が大変低い。\*実情は深刻である。\*増床に対して、減床の勧告も出されている。▽委員全員の賛成により採択すべきものと決定。

●教育委員会から、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会招致に関する決議について提案。

意見 ●白馬村もオリンピック・パラリンピックを行い、村民も大変感動と勇気をもたらした。ぜひ、日本でオリンピック・パラリンピックが開催されるよう、支援・協力するべきである。▽審査の結果、総務社会委員会では、発議することに決定。

産業経済委員会

除雪ロータリー車購入 3650万円! 国庫補助活用

●白馬村農業振興施設条例の制定

農業体験実習館、神城多目的集会施設、農産物処理加工施設、野外緑地広場施設、農村広

場施設の条例を1つにまとめ、指定管理者制度の導入も視野に入れたもの。

来年度から指定管理者制度を念頭に置いているのか。

答 25年度からの導入は考えていません。今後の必要性を考え視野に入れました。

▽委員全員の賛成により、可決すべきものと決定。

●白馬村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定

地域主権改革一括法により

改正するもので、村道の構造の技術的基準、村道に設ける道路標識の寸法について定めるもの。▽委員全員の賛成により、可決すべきものと決定

●白馬村移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例の制定

地域主権改革一括法により改正するもので、高齢者障害者等の要綱の円滑化の促進化に関する親切特定道路基準を定めるもの(村では特定道路はないとの説明)▽委員全員の賛成により、可決すべきものと決定。

●白馬村準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定

地域主権改革一括法により改正するもので、準用河川を条例で定めるもの。▽委員全員の賛成により、可決すべきものと決定。

●白馬村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定

地域主権改革一括法により改正するもので、村営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定めるもの。▽委員全員の賛成により、可決すべきものと決定。

●白馬村高齢者等に配慮した公園施設の設置基準を定める条例の制定

地域主権改革一括法により改正するもので、高齢者障害者等の要綱の円滑化の促進化に関する、必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるもの。▽委員全員の賛成により、可決すべきものと決定。

●白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定

区域外流入に曖昧な部分があったことと、東部地区農業集落排水事業が平成26年4月1日より公共下水道区域に変更になるので、区域設定、区

域外の流入について定めるもの。

**問** 区域外流入の分担金の賦課及び徴収の規則は、条例として定めるべきでは。

**答** 分担金徴収に関する条例では大きなフレームを定め、規則によって具体的な許可基準を定めました。

**問** 下水道に関しては個人の権利に関わるところがあるので、条例で定める方が良いのではないかと。

**答** 個人の権利に関わるところは条例で定めるべきと思いますが、この規則は流入に関する規則で、許可基準の類を規定しています。今回に関しては規則で良いと理解しています。

**問** この規則は、法規委員会審査し出されたものか。

**答** 法規委員会で審査しました。法令の順位からいうと、条例、規則、要綱、取扱規程と下位に下がります。委員会では、要綱ではなく、より上位のものにすべきとの判断で規則としました。

**問** 村長が定めるといふ文言が全般的に出ていますが、言葉の内容について。

**答** この例規に限らず、文書は村のあらゆる例規、条例、規則、要綱などの最後に「このほか必要な事項は村長が別に定める」と入っています。下水道の例規を見るときは、村長が認めた事項とは何かという基準は明らかにすべきなのかと聞いています。

**● 白馬村都市公園条例の一部を改正する条例**

地域主権改革一括法により改正するもので、公園を設置する場合において配置及び規模を定めるもの  
▽委員全員の賛成により、可決すべきものと決定

**● 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例**

白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例及び、白馬村公共下水道区域外流入に関する規則の制定に

り改正するもの。  
▽委員全員の賛成により、可決すべきものと決定。

**● 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第6号)**

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1326万8千円を追加するもの

環境課関係では、雑排水収集処理委託料100万円減額、塵芥処理委託料76万7千円の減額、白馬山麓環境施設組合(清掃センター)負担金81万1千円の減額、白馬山麓施設組合(クリーンコスモ)負担金190万2千円の減額、太陽光発電補助金44万7千円の減額(申請6件)

観光農政課関係では、県営事業負担金950万円増額(平川小水力発電の地元負担が、1950万円になったため)

建設水道課関係では、除雪委託料4000万円の増額、凍結防止剤120万円増額。除雪ロータリー購入費3650万円の増額(国の緊急経済対策事業費を活用)

村道改良国庫補助事業実施



五竜クロスカントリー大会(スノーハープ) 2月3日

設計委託料805万円増額、工事請負費5200万円増額(オリンピック道路、岩岳トンネル、楠川橋樑の調査及び設計など)

**問** 除雪費の増額は時間の増によるものか。

**答** 時間より出勤回数で、1回に約600万円です。

8回位の増となりました。除雪費総額は。

**問** 約1億9200万円です。

**答** 落倉地区の道路工事の見直しは、公図と違う箇所もあり難しい面もありま



八クバサンショウウオを調査中の村道

**答** 80年が経過し老朽化のため架け替え予定であり、総額は1億2000万円の見込みです。

▽委員全員の賛成により可決すべきものと決定

●平成24年度 白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3661万1千円とするもの

すが、地元要望であり、できる範囲で進めます。

**問** 八クバサンショウウオの調査は。

**答** 調査は26年度まで行います。ハクバサンショウウオは村の文化財でもあり配慮した工事内容になっていきます。

**問** 楠川橋の工事は。

歳入歳出それぞれ6億3661万1千円とするもの  
 歳入では、下水道使用料157万2千円の減額、下水道資本費平準化債1000万円の減額  
 歳出では、受益者負担金還付金117万2千円増額(2件分)、前納報償金12万4千円の増額、(受益者負担金納入7件の不足分)。

**問** 受益者負担金の還付金の内容は。

**答** 2件とも賦課をすべき年に賦課していなかったもので、B&Gプールの敷地、もう1件は個人で、調査で時効が判明したものと還付加算金です。

**問** 9月の決算議会において数字が合わなく付帯決議をした。24年度中に修正をもとめたが進捗状況は。

**答** 精査しています。もう少ししばらくで確定数字が出ると思います。

**問** 平成24年度白馬村下水道事業会計補正予算(第2号)

収益的収入及び支出  
 収入 営業収益591万の減額  
 支出 営業費用130万円の減額、営業外費用60万円の増額  
 資本的収入及び支出  
 収入 負担金150万円の減額  
 支出 建設改良費1924万円の減額  
 委員全員の賛成により可決すべきものと決定。

## ごみ処理特別委員会

新施設の建設候補地について、白馬村では八方地区が立候補しましたが、正副連合長による選定会議における審議の結果、平成24年12月大町市平源汲地区に決定しました。

平成25年1月から2月にかけて、源汲地区や近隣自治会等への説明会を行うとともに、建設予定地決定の経過と今後の事業の推進について、3市村の住民を対象とした経過説明会を、白馬と大町の2か所で開催しました。

施設の建設に向けて生活環境影響調査や、地質調査、測量などの事業を進めていく予定で、引き続き地元自治会と密接に連携し、協議をしながら事業を進めることとしています。

生活環境影響調査は、約1年間で、周辺地域の気象状況、騒音や振動など、生活環境に及

ぼす影響について調査・予測・評価を行い、影響の程度を明らかにするとともに、必要な保全対策を施設整備計画に反映させるための調査です。

白馬村としても、一日も早い新施設の稼働に向けて、広域連合の一員として、事業に協力していくとともに、今後もリサイクルや分別の徹底を図り、ごみの減量化の推進に努めていかなければなりません。

そのために白馬村議会として、今後も全力で事業の推進に努力を重ねて参ります。



ごみ処理建設予定地 大町市 平源汲

## 公共下水道 受益者負担金 問題調査特別 委員会報告

公共下水道受益者負担金については特別会計の平成22年度決算報告の中で、おおよそ1億5千万円が収入未済額として計上されていたが、平成23年9月議会での指摘による調査の結果、そのうち1億円余りが時効となっていることが判明した。

平成24年6月28日に行政から調査報告があり、議会では平成24年7月2日に調査特別委員会を立ち上げ、合計15回開催し、次の事項について調査した。

- ①時効消滅した受益者負担金の内容・期別・金額・地区名の実態について。
- ②決算書の数値の錯誤についての原因と不明な点の確認。
- ③「賦課替え」の内容と賦課替え処分の実態について。
- ④負担金や制度の村民への説明・周知の努力について。

⑤歴代下水道担当課長及び理事者の参考人招致について。

白馬村長による要求監査の結果報告書、特別委員会の結果や、参考人を招致して聞き取った内容から主なことをまとめると次のようになる。

1. 下水道事業計画については、当時、景気回復を目的とした国の方針によるものであり、さらに冬季オリンピック開催が決まり環境整備のため早期に実現する必要があった。観光地の特性から事業規模は肥大化し、人口9000人ではなく7万人に対応する施設が求められ、家屋のない地域間にも下水管が敷設されるなど、地方債借入残高が示すように村の計画は身の丈に合わず、受益者負担金の仕組みも当初から住民の理解を得て徴収するにはかなり無理な状況であったと思われる。

住民負担を伴う事業や大型事業を導入する際には政治的な面だけでなく、事業の必要性・重要性・負担の応益性と応能性・緊急性・費用対効果などの面を十分検討し、すべての受益者の理解を得ること

が大切である。

2. 負担金滞納の要因の一つとして、経済の縮小が考えられる。冬季オリンピックの開催前からスキー客の入込数の減少傾向は始まっていたが、

終了後は激減した。観光関係の売り上げは軒並み減少し、宿泊施設では経営が行き詰まるところも現れた。公共下水道事業受益者負担金の賦課は、経営体の売り上げに関係なく



東部農業集落排水施設の統合作業の開始 4月20日

賦課されるため、固定資産税と同様に滞納の増加につながり、受益者負担金を納入する側の滞納意識も鈍化してくる。同時に、担当課における滞納者や滞納額に対する意識も同じ傾向を示すようになる。これは参考人の話の内容から読みとれる。

3. 賦課替えは、当時の担当課が債権の時効を完成させないために、徴収権を維持しようとした施策の一つで、平成13年3月に条例を制定した。これにより山林と原野などは賦課替えとなり、排水設備への接続時に加入分担当金を徴収することになった。また受益者負担金の全部または一部が未納の場合、排水設備に接続していない土地については、賦課替えとして、接続時に加入分担当として1平米当たり1350円を支払うことができるとしている。

これにより、債権は留保されていると思っていた、と委員会でも行政側の答弁があった。

しかし、現実に賦課替えをして調定額を減額したのは2



下水道マンホールと白馬村浄化センター（大出）

か年で6千万円弱であり、この数字は、すでに決算書から減額されていた。したがって、決算書に載っているのは純粋に未納額のみだった。よって債権が留保されていると言われてるのは、純粋に未納の額であることがわかった。

また賦課の客体の件についても、1つの条例で2つの賦課の方法が同時に、または連続してないが事実上は切れ目なく存在するのは、滞納額の増加を阻止しようとする意図は理解できるが、適法であるかどうかは疑問である。

いずれにしても、賦課替えについては平成13年ころでは、最良の方法と思われ、滞納者と既納者との不公平感の解消の施策として考えられたものであった。

4. 時効に対する職員の認識が問われたことから、委員会では、参考人招致することにした。

税務課と比較して担当課の時効に対する意識は希薄であり、また時効を確実に中断させる方法についての知識が不足していたのではないかと思

われる。参考人の話からも、前任者からの引継などによって「賦課替えにより債権は留保されている」という考えが生じ、定着していったと思われる。条例が制定された平成13年3月以降、この賦課替えの処理をどのように継承し対応したのが問題である。債権の留保と時効の中断、徴収猶予と都市計画法と地方自治法などの問題があるが、これに関しては議会の調査権を超えた問題でもあり、今後の方針について検討を要するところである。

賦課替え条例が制定されたことも関係して事務が煩雑になり、債権管理ができていなかったために、多額な状態となった。

5. 旧来からの意識と慣習の問題もある。参考人の話では、過去において時効になった後でも、滞納者との信頼関係のもとに時効となった金額を納入した事例がある。担当者として、既納入者と滞納者との公平性を確保するために行ってきたということであった。このような法令に合致し

ていない事例は多々あり、平時には看過されるが、事件が起きて状況が変わるとそれが問題となる。法令遵守は危機管理と業務遂行上の基本である。

6. 適切な債権管理を怠ったため、未収金が増大している。受益者負担金は土地に賦課するものであり、所有者に資産がないので差押物件がないというわけではない。だから、国税徴収法や地方税法という執行停止の条件にはあてはまらない事が多く、消滅時効でなければ不納欠損処理ができない場合がほとんどである。

常に不納欠損処分することは、念頭に置かなければならない。7. 体制の不備も未収金増大の原因の一つである。下水道工事が集中していたときは、需要に対応した人員が配置されていなかったが、第3期工事の終了後、維持管理や徴収に関する事務だけが残ることになった。下水道使用料や負担金の徴収と、それに係る収納事務は、かなりの時間を要する事務であり、コンピュータシステムにも精通していなければ

ない事例は多々あり、平時には看過されるが、事件が起きて状況が変わるとそれが問題となる。法令遵守は危機管理と業務遂行上の基本である。

ならない。徴収・収納という事務処理を行う人員が不足していたためこのような事態になったと考えられる。

村長による要求監査の結果によれば、平成15年度とその後1回、課の体制が変わり、それが関係しているのではないかと推測される。

8. 参考人の話から推測すると、受益者負担金に係る問題を、庁内で情報として共有していなかったのではないかと推測される。

また、現場の危機感を訴える場がなかったのではないかと推測される。

時間の経過とともに、現場の危機感は薄れ、庁内で問題が共有されなかった。また直接関係しない部署は無関心であったか、関心があってもそれを表に出せる状況ではなかったと思われる。危機感を持つ職員の情報を集める場が必要であり、全体が問題を共有する体制を整えることが大切で、理事者はそれに気付き体制を整える必要があった。これは単に今回の問題に限ったことではない。

〈結論・意見〉

正確かつ迅速な日々の会計

業務の遂行や、情報を収集して再発防止策を検討し、現在の調査事務を速やかに進め、この問題を風化させない体制づくりを要望する。

縦割り行政の弊害もあり、政策法務に関しては法律の基礎的知識や解釈の知識が職員には不足しているように思える。

現場の危機感を理事者いかに伝えるか、また現場に危機感を持たせるにはどのような方法にしたらいいか、合わせて法令遵守や財務諸表の知識の習得などの研修の場と、予算の十分な確保が必要である。

また、行政においては、住民監査請求に対する監査結果の勧告を尊重し、客観性を持たせるために第三者委員会を立ち上げるなど、客観性・公平性・遵法性に配慮した対応を要望する。

議会の責任については、十分にチェック機能が果たされていないのかどうかを、今回の問題を真摯に受け止めて反省するとともに、今後、議会運営の基本的課題として検討していかねばならないと考える。

# 議会研修視察実施報告書

## 研修視察の目的

選挙区選出国會議員を訪問し、村が抱える現状の問題点等について説明・要望

## 研修視察実施者

● 會議議員 10名

## 研修視察場所

● 衆議院会館・参議院会館(選挙区選出議員室)、国会本会議傍聴

## 研修視察日程

平成25年2月4日(月) 5日(火)

## 研修視察経費

自己負担 18万3160円  
公費 20万円  
合計 38万3160円

## 要望内容

● 観光関係  
①長野新幹線金沢延伸に伴う道路・鉄道のアクセス整備

②インバウンド事業推進のための国の積極的観光情報発信など

● 道路関係

①地域高規格道路松本系魚川連絡道路の早期整備促進

②国道406号線・国道148号線の改良工事推進

● 砂防・河川関係

姫川・松川・平川など河川の砂防促進・土砂流出対策及び周辺崩落対策など

● 山岳関係

①登山道路整備事業の充実および猿倉から御殿場間EVのバス運行許可など

②山岳環境保全対策(浄化槽設置)補助金枠の拡大

● 鳥獣被害関係

新規銃猟者・捕獲従事者の支援策

● 再生可能エネルギー関係

小水力発電等の支援充実

## 研修視察内容

● 国会傍聴では、安倍首相の所信表明演説に関わる質問を傍聴した。

● 目黒区防災センターは災害時の本部機能を有し、非常食生活用品、非常時備品等を備えている。併設の「地震の学習館」で地震や防災体験をした。



長野県選出国會議員への要望 2月4日

## ● 3月定例会 議決結果 ●

件 名	議決結果
公用車両の事故に係る損害賠償の専決処分報告について	報告事項
辺地対策総合整備計画の変更について	可決 (全員賛成)
社会福祉法人の補助の手続きに関する条例の制定について	
農業振興施設条例の制定について	
村道の構造の技術的基準に関する条例の制定について	
移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例の制定について	
準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について	
村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について	
高齢者等に配慮した公園施設の設置基準を定める条例の制定について	
公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について	可決(賛成多数) (反対:小林)
新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	可決 (全員賛成)
在宅介護支援センター条例を廃止する条例について	
議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定について	
消防団員等公務災害補償条例の制定について	
課設置条例の一部を改正する条例について	
個人情報保護条例の一部を改正する条例について	
政治倫理条例の一部を改正する条例について	
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	
特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について	
税条例の一部を改正する条例について	
手数料条例の一部を改正する条例について	
福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について	
国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
都市公園条例の一部を改正する条例について	
公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	可決(賛成多数) (反対:小林)
平成24年度 一般会計補正予算(第6号)	可決 (全員賛成)
平成24年度 国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	可決(賛成多数) (反対:小林)
平成24年度 下水道事業特別会計補正予算(第3号)	可決 (全員賛成)
平成24年度 水道事業会計補正予算(第2号)	可決(賛成多数) (反対:小林)
平成25年度 一般会計予算	可決 (全員賛成)
平成25年度 国民健康保険事業勘定特別会計予算	可決(賛成多数) (反対:小林)
平成25年度 後期高齢者医療特別会計予算	可決 (全員賛成)
平成25年度 下水道事業特別会計予算	可決(賛成多数) (反対:小林)
平成25年度 農業集落排水事業特別会計予算	可決 (全員賛成)
平成25年度 水道事業会計予算	可決 (全員賛成)
村道路線の認定について	可決(賛成多数) (反対:小林)
村道路線の認定について	
公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例の制定について	可決 (全員賛成)
特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について	可決 (全員賛成)
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	
平成24年度 一般会計補正予算(第7号)	
平成24年度 下水道事業特別会計補正予算(第4号)	同意 (全員賛成)
教育委員会委員の任命について	
教育委員会委員の任命について	可決 (全員賛成)
固定資産評価審査委員会委員の選任について	
白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例について	可決 (全員賛成)
安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書	
年金2.5%削減中止を求める意見書	
2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に関する決議	

## ● 陳情等文書 ●

(敬称略)

提出者	住所	要 旨	付託委員会	審査結果
長野県医療労働組合連合会 執行委員長 小林 吟子	長野市	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書(継続案件)	総務社会	採択 (全員賛成)
社団法人大北法人会 会長 吉田 良造 白馬支部長 太田 勝	白馬村	平成25年度税制改正に関する陳情について	総務社会	一部採択 (全員賛成)
全日本年金者組合長野県本部 執行委員長 松沢 秀紀 大北支部支部長 井川 恵右	松川村	年金2.5%削減の中止を求める陳情書	総務社会	採択 (全員賛成)

## 一般質問 (紙面の都合上、質問者本人が要約し掲載しています)

# 村政を問う

安全で活力ある  
村づくりをめざして



任期最後の定例会 平成25年3月定例会 3月21日



ようこそ 白馬村に飛来したコウノトリ 神城地域 3月17日

課の再編

問 村づくり推進担当部署の必要性は

答 課横断的村づくりチームなど検討



篠崎 久美子 議員

【課の再編について】

理由と住民メリットは、

問

事業量と構成員数などにアンバランスがあるため再編し、組織活性化と住民サービス向上を目的としました。

村長

問

村づくりを推進する担当部署の必要性は。

村長

担当課を設置するに至らなかったため、課を横断した「村づくりチーム」などを検討したいと思えます。

問

廃止される環境課担当の景観形成や自然環境保全は、これからが大事な

ところであるが。

村長

事業は総務課や住民課などの担当となり、サービス低下のないよう考慮します。

【下水道受益者負担金問題について】

住民監査請求結果を受けての対応は。

問

賠償請求に関しての審査会を立ち上げ、5月7名の委員で、指定された8月17日までの答申を責務とします。

村長

電算処理システム変更の必要性と、時期の妥当性は。

問

賦課の対象である固定資産の異動状況と連動できるように、課内での検討を踏まえてこの時期となりました。

建設水道課長

観光への取り組みについて

観光局移転計画は。

問

5月末の局の総会を経て、7月1日から観光課と同じ多目的研修集会施設2階へ移転予定です。

村長

今後の運営は。

問

現在の観光局の土地と村有の建物については、借地契約は今年度で終了。その後は所有者へ返却を考えています。建物購入費返済は終了しました。村民による有効利用などを視野に利用を検討したいです。

村長

局は会員のための情報発信、誘客事業。課は観光事業の企画、立案と考えま

村長

観光大使の任命は。

村民からの提案をいただきながら、今後、決定していきたいです。

村長

観光施設のバリアフリー化推進は。

問

今後、公共施設には必要な措置を講じ、民間施設へは適切な指導をしてまいります。

村長

【保健事業について】

導入予定の母子保健に係る電算システムとは。

問

す。

問

観光大使の任命は。

村長

村民からの提案をいただきながら、今後、決定していきたいです。

問

観光施設のバリアフリー化推進は。

村長

今後、公共施設には必要な措置を講じ、民間施設へは適切な指導をしてまいります。

問

【保健事業について】

導入予定の母子保健に係る電算システムとは。

問

妊娠から死亡までをデータ化して一元管理するため、既存のシステムに母子保健部分を加えるもので、予防接種や検診などにも円滑な対応ができるようになります。

住民福

妊産から死亡までをデータ化して一元管理するため、既存のシステムに母子保健部分を加えるもので、予防接種や検診などにも円滑な対応ができるようになります。

社課長

3歳児眼科検診の実施状況は。

問

平成9年から必須検診として実施しています。

住民福

村の2次検診に眼科専門職配置が必要では。

問

現在は考えていません。

住民福

社課長



課の再編による観光課の移転

教育問題

問 白馬高校観光学科転換について

答 長野県教育委員会の認可が必要



太田 伸子 議員

【白馬高校存続について】

**問** 白馬高校魅力づくり検討委員会の中間報告にある「観光学科転換」についての考えは。

**村長** 中間報告では「白馬・小谷地域は観光を中心に発展してきた経過があり、方向性はこれからも変わらない。この意味で地域の次代を担う若者の教育に携わる白馬高校に観光学科を設置することは白馬高校の魅力づくりにつながる。当地域の著しい生徒減少に対しては、特色ある専門学科設置により全国を含め広域から生徒を募集することが

必要である。普通科以外の専門学科設置により生徒の確保を図るべきである」という内容でした。



春の白馬高等学校 4月25日

この報告を受けて「白馬高校を育てる懇話会」を開催し委員全員の賛成で承認し、今後に向けて意思統一を図りました。要望事項実現に向け、懇話会会長として県教育委員会への要望活動を予定しています。

**問** 報道により白馬高校に観光学科ができるものと思っている村民への周知や、県教育委員会の認可が必要で、認可されるには高いハードルがあることの周知は。

**村長** 4月の区長会議で、白馬高校魅力づくりに関する観光学科転換、全国募集等の説明をし、理解を深めていただくとともに、白馬村・小谷村で、生徒数確保と魅力づくりのために村民大会などを開催して、意識の高揚を図ります。

【建物耐震について】

**問** 本村の耐震診断・耐震補助事業は。

**村長** 国庫補助事業である住宅・建築物安全ストック形成事業と県費補助事業である住宅・建築物耐震改修促進

進事業を活用し実施しています。耐震診断は所有者の負担なしで受けることができます。耐震改修は、60万円を限度として耐震改修工事費の2分の1を補助する制度です。村内の民宿やペンションなど宿泊施設の併用住宅であっても、床面積の2分の1以上を居住の用に供していれば、事業の対象となります。

**問** 観光業を営む施設の耐震状況は。

**村長** ホテルや旅館といった大規模な宿泊施設で3階以上かつ床面積1000㎡以上の施設を特定建築物と規定され、村内には、基準に該当する施設が57棟あります。うち耐震基準の下で建築された施設は50棟であり、耐震化率は87・7%です。

**問** 耐震改修にかかる費用補助のお考えは。

**村長** 所有者が許容できる範囲の負担、耐震診断・改修の実施へ誘導できるような補助制度を模索し、検討してまいります。

教育問題

問 地域力を養う学校教育は

答 保育園、幼稚園と連携し進める



太田 修 議員

【村長公約の進捗状況と  
予算対応について】

**問** 地域力を養う学校教育は。

**村長** 野沢温泉村では、実態調査の結果を踏まえ、

**問** 園長と各小学校長が連携して新教育システムを構築し、保小中一貫教育・高校連携教育を4月にスタートします。当村も小・中学校と高校の連携を図り、出前授業や学校訪問等を進めるとともに、保育園や幼稚園とも検討を進めます。滞納金の徴収方法と対策は。

**村長** 地方税法は、納期までに納入がないときは督促状を発し、10日を経過し完納しない場合は、財産の差し押さえを行う規定です。時効防止が重要であり、新システムを導入し活用しています。

**問** 定住者確保につながる雇用対策は。

**村長** 資源の有効活用で観光産業の活性化を図り、

**村長** 雇用の受け皿である索道業者や宿泊、飲食、商業、建設など、村内業者の元気を取り戻す施策が近道と考えます。地域経済を活性化し雇用確保に向け、観光商工費2億円余、特産品開発助成金250万円、EV充電器普及関連事業6百万円、リフォーム補助金2千万円等を当初予算に計上しました。

**問** 主要観光戦略事業は。

**村長** 国の直轄委託事業で、八方池までの遊歩道付

け替え整備、親海湿原の木道改修、奈良井自然公園整備の予定です。26年度末の北陸新幹線の金沢延伸を見まえ、滞在型の施策として三市村観光連絡会（大町・白馬・小谷）で県の元気づくり支援金を活用し、今夏に小谷村から扇沢駅間のバス運行を行います。

**問** 旧岳の湯の改修計画と運営方針は。

**村長** 通所介護施設として、

**村長** 秋頃に開所を予定しています。運営は指定管理者の公募によらない選定で、管理事業者からの申請及び事業計画書の審査後、議決を得るものです。

【公害防止条例の  
制定計画について】

**問** 水質汚濁及び深夜騒音等に関する条例制定は。

**村長** 地区懇談会では、生活排水による水源汚濁や、

河川へのゴミ投棄等による水路詰まりが問題との意見があり、片づける労力にも限界があるとの声もあります。また、外国人観光客の増加等で深夜騒音の苦情もあり、警察、役場、観光協会、関係区長と外国人

共生対策会議を開催し、警察署などと連携して生活マナーと迷惑行為への注意喚起の英語版チラシを配布しました。水質汚濁や迷惑行為には地方事務所と協力し厳正に対処し、条例制定は考えていません。



雪落としをする住民ボランティア

下水道問題

問 解決には制度の全面改正を

答 第三者委員会に検討を依頼する



小林 英雄 議員

【下水道受益者

負担金問題について】

問

住民監査請求の結果では、一億円を超える時効額に対して950万円の損害賠償を求めているが、どう受け止めているか。

村長

その賠償額が適正かは、答弁を差し控えます。専門家(第三者委員会)に検討を依頼します。

問

加入分担金徴収に関する条例・規則(賦課替え)は違法と思われるがどうか。

村長

条例・規則の合法・違法の断定は差し控え、専門家に検討を依頼します。



住民福祉を担当する健康福祉課の窓口

問

現在の受益者負担金制度は、支払済・時効・賦課替・徴収猶予・加入分担金賦課の土地などが混在し、加えて区域外流入分担金制度の新設も検討されて、管理・把握が困難である。監査結果でも、新しい制度の制定を求めている。違法性の解消と事務処理の混乱を避けるため、全面改正をしようか。

村長

加入分担金制度を制定以降、賦課替え物件168件、10・7haと、加入分担金賦課138件、17・2haあります。全面改正は、これら約28haに、農地など徴収猶予地などの扱ひも慎重に検討しなければなりません。下水道の専門家にも相談しながら、どう改正するのがよいのかを今後検討していきたいと考えています。

問

受益者負担金問題の全容解明と「新しい制度」の検討を依頼すべきでは。

村長

委員会には、法律や行政の専門家にも入っていただくので、結論を出すために検討を依頼します。

問

改正案は、「接続時に支払うこととする、賦課は建物を基本とする、金額は理解

できる程度にする、新しい制度で再計算し過払いは返還する」など、村民の納得する内容と手続も必要だと思つが。

村長

検討の参考にします。

【村民の生活について】

問

村民の生活は苦しくなっているが、生活保護世帯はきわめて少ない。生活保護は、国民が健康で文化的な生活を営む権利であり、国の責任である。制度を知らせ、相談をしやすくする対策は。

村長

地域包括支援センターでの高齢者への訪問や相談、社会福祉協議会での心配事相談等に対応、プライバシーにも配慮しています。

問

政府が決めた生活保護基準の見直しは、受給者だけでなく、就学援助など低所得者に様々な影響がでてくると思われるが、影響を及ぼさない対策は。

村長

県同様に村の裁量の余地がある制度については、できる限り影響が及ばないようにしたいと思つています。

防災問題

問 地域防災計画の進捗状況は

答 原子力災害対策編を新設



田中 栄一 議員

【白馬村地域防災計画 について】

問 見直しが進められている防災計画の進捗状況は。

村長 原子力災害に対応するために、原子力災害対策編と、発生頻度が高いと考

問 今年度の防災訓練の予定は。

村長 姫川砂防事務所と村が共同で実施する訓練が

あります。防災計画の修正ポイントである、要援護者対策や観光地対策、自助・共助・公助の連携などを訓練の主眼に考えています。

問 防災無線のデジタル化の予定は。

村長 平成29年11月までにデジタル波への移行を計画的に進めていく予定です。



LED化が進む街路灯

問 予算規模は。

村長 3億円程度になります。無線を整備する場合には、起債充当率90%の防災基盤整備事業債を活用し、適正かつ有利な財源確保についても計画段階から検討してまいります。

問 老朽化している水道ポンプ、水道管などの整備計画は。

村長 平成25年度は、源太郎配水池の井戸ポンプと楠川配水池及び二股浄水場の取水ポンプを取り替える予定です。水道管については、平成3年度から8年度まで12億円かけて敷設替えをしています。延長は29kmとなりました。

【省エネルギー対策について】

問 村費で全村の防犯灯LED化の考えは。

村長 将来に向けた検討課題と認識しているが、多額の財政負担が予想されることから、現状の補助制度を拡充して運用していく方向で検討しています。

【次世代育成支援計画 について】

問 計画の実施状況の公表は。

村長 国の基準に基づき、計画の検証を毎年実施し、村のホームページで公表しています。

問 いじめの相談があった場合の対応は。

教育長 早期対応の取り組みとして、指導体制の確立、児童生徒、保護者や学校等、関係機関との日常的な連携、実情把握に努め、いじめが把握された場合には、「いじめられている子どもを必ず守り通す」という覚悟のもと、組織的な対応によって問題の解決を図っていくよう努めています。

問 しろつま保育園の駐車場が狭いと保護者から

村長 朝と夕方の送迎時間帯は混雑している状況です。園児数の推計を含め、駐車場、保育園への導線について研究してまいります。

# 私の思い出



みそら野 櫻井 清一

## ああ白馬!!

私はみそら野に居住し、職業は齒科技工所を妻と二人で営んでいます。出身は山梨で、進学のため上京していた頃、弟が高校のスキー部に入学し、白馬で合宿したことで私もスキーに興味を持ち白馬に来るようになりました。大学が休みになると新宿から夜行の各駅停車で白馬に出かけました。その頃は登山者も多く通路や座席の回りはリュックサックなどの荷物で身動きできないほど混み合っていました。また、バイト代が入った時は急行のアルプス号に乗り、夏休みに木崎湖まで来ると真っ青な湖水でのんびり浮かんで

いるボートが見えて、写真でしか見たことのないスイスの景色を思わせ、青木湖では白馬の山々が湖水に映りとても奇麗でした。当時、ロッジで居候しながら宿を手伝っていました。どこの宿にも私のような学生、または社会人(今で言うところのフリーター)など白馬の山々に魅入られた人たちが大勢いたような気がします。居候なので、いつでも遊びに来れました。特に冬は手伝いの間にリフト券を借りてスキー三昧でも楽しんで、夕食の準備に遅刻をしてよく怒られました。あの頃、絶対白馬に住むんだ!と決めていました。しかし、東京で就職してからは白馬のことはすっかり忘れていました。自宅を考えた時、都内にするか、どこか地方にするか迷いました。しかし、どうしても譲れない夢がありました。海の近くか高原のようなリゾート地で仕事をしながら住みたいという事で

す。幸いに宅急便が発達しどこでも仕事ができるようになりました。千葉県の海の近くか、白馬も候補になりました。そんな時、友人の一人から自分たちも移住先を探していて、二人で一緒に白馬で仕事を始めないかと声を掛けられました。昔、白馬に住みたかったことが現実的になり憧れの地に移住することを決断しました。しかし、白馬に住んでみると大変様変わりしていて驚くことばかりでした。冬の雪を甘く見ていて、スキー場の為には沢山なければ駄目ですが、普通に生活するには多過ぎますよね。それでも白馬に住んでよかったです。もうひとつの候補地、千葉の海の近くは先の大震災の被害でたいへんなことになったようです。そんな訳で「ああ、白馬!」なのです。これからも、こんなに美しい山々が見えるところで、こんなに空気も水も綺麗なところで仕事ができ、住んでいける。だからもう一度噛みしめます。「ああ、白馬!!」。



避難場所案内板

### 追跡レポート

こないだ聞いたことあるー  
どうなったただやあー

#### 【平成23年第2回定例会 (6月)一般質問】

**問** 避難所看板の設置計画は。

**答** 平成23年度から村主体により順次設置します。

**その後** 平成23年度は補正予算で設置しました。また平成25年度も当初予算に設置費用を計上しています。

#### 【平成24年第4回定例会 (12月)一般質問】

**問** 要望の多い医療費補助対象年齢の18歳までの拡大は。

**答** 拡大したときの給付金を試算し、年齢拡大について前向きに考えて、検討します。

**その後** その 出生・転入等から満18歳になった年度末までに対象年齢を広げました。所得制限はありません。平成25年4月1日以降に受診した、保険診療の対象となる入院・通院にかかる医療費が対象となります。食事療養費や保険対象外の自己負担金などは対象になりません。

こうなっただけわ

# 夢、私たちに。 わたしのひとこと



## 言葉

八方 丸山 由紀子

最近、よく聞く「〇〇の会社を経営させていただきます。」言葉の使い方が違う！

「させていただく」この言葉が気になって仕方ありません。へりくだって使っているのに違いないとは分かってはいるのですが、耳障りな言葉です。自己主張するのではなく、するりと責任逃れができそうな言葉です。

言葉は生き物で、日々変化していくのは分かっているつもりです。ら抜き言葉はなんとなく慣れてきましたし、私自身、ちょっと若者っぽい言葉を使ってみて、友だちに「何それ？」と言われると、慌てて反省したりして。前記の言葉もいつの日か慣れ親しむ時が来るのでしょうか。

慣れ親しんだといえば、村内の医療機関に行くと聞こえてくる高齢者同士の会話。純粹の白馬の方言。白馬に住み始めたころは、きれいな言葉ではないと感じたのですが、40年近い時を経ると、ゆっくりとした口調が何となく心地よくて、和むひとときになります。

言葉とは人と人をつなぐものだと思います。それならば白馬に住む私たちは、白馬を訪れるお客様に「こんにちは、良いお天気ですね」など、ほんの一言でいい、言葉のおもてなしができたと思います。



## 私の決断

森上 雪岡 治

澄み切った青い空、北アルプスの白い山々、30数年前に見たスキー場。いまでも私の頭に残る景色が忘れられず「いつか、あの景色が毎日見られる場所に住みたい」それが私の夢でした。その思いがいま現実となり、早や6年がたちました。地域の方々には、大変お世話になり、また楽しく交流させて頂いて、「白馬に来てよかったな」と心から思います。

私の家族も、最初は「本当に大丈夫」などと言っていたのですが、いまは、スキーだけでなく、「いろいろなことを体験してみたいな」などと言ってくれることが多くなり、楽しく白馬の生活を送れるようになりました。冬はスキーに、夏は山歩き等、家族でできることがいろいろあり、喜んでいます。

「白馬に行くのだ」私の決断したことは、家族にとっても大変な思いだったのですが、いま、改めて胸を張れる時が来たと実感しています。

これからは、地域に何か貢献できることがあれば、進んで協力していきたいと思っています。



## 交流は文化の共有から

飯田 中村 敏治

私の住む飯田地区にも、最近とみに外国から移住された方が増え、文化・言葉の違いからほとんどの方は地区に加入せず、地区住民との交流もありませんままに生活をしています。

また、セカンドハウスでの年間生活者も増えており、同様に地区に加入せず地区住民との交流のないまま生活しています。

地区特有の文化を共有していただき、地区住民が負担している使役や公益の負担を共有することから交流が始まるのではないのでしょうか。

不況感漂う現在、地区のコミュニケーションを維持するにも権利が主張され義務が置き去りにされ続け大変難しくなってきました。例えば祭り等の伝統的文化は、ある意味新鮮なものとして外国の方には人気があり、見に来てくれます。

この様に、まずは文化の違いを共有することから交流が始まるのではないのでしょうか。

## 編集後記

白馬議会だより104号が発行になりました。今回も今までと同じで、議会報調査編集特別委員会の委員7名で編集させていただきました。

平成21年4月に初当選した私どもの新議員としての発行は、同年7月31日発行の第89号でしたが今回の発行で最後となり、次号からは新しい議員による発行になります。今のところ定例会ごとに年4回の発行ですが、さらに充実した内容の議会だよりを、皆様にお送りすることを期待します。

(相原 良章)

### 議会報調査編集特別委員会

議長	下川 正剛
委員長	太田 修
副委員長	柏原 良章
委員	篠崎久美子
委員	太田 伸子
委員	田中 榮一
委員	小林 英雄
委員	松沢 貞一

白馬議会だより 104号  
平成25年4月30日発行

発行 長野県白馬村議会  
編集 議会報調査編集特別委員会  
印刷 旬北辰印刷

〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村  
☎0261-72-5000 FAX0261-72-7001  
http://www.vill.hakuba.lg.jp/assembly/assembly.html E-mail gikai@vill.hakuba.lg.jp